



平成 28 年 3 月 28 日

各 位

社名 パ ス 株 式 会 社
代表者の役職氏名 代表取締役 CEO 柴田 励司
(コード番号：3840 東証マザーズ)
問合せ先 執行役員管理本部長 時田 匡二郎
電話番号 03-6823-6011 (代)

第三者割当による第9回新株予約権の払込完了に関するお知らせ

当社は、平成 28 年 3 月 11 日開催の取締役会において決議しました第三者割当による第9回新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）の発行につきまして、本日、発行価額（9,514,985 円）の払込が完了したことを確認しましたので、以下のとおりお知らせいたします。

記

第三者割当による第9回新株予約権の募集

1. 募集の概要

(1) 割当日	平成 28 年 3 月 28 日
(2) 新株予約権の総数	111,941 個
(3) 発行価額	総額 9,514,985 円（本新株予約権 1 個当たり 85 円）
(4) 当該発行による潜在株式数	11,194,100 株（本新株予約権 1 個につき 100 株）
(5) 資金調達の内訳	1,509,524,385 円（差引手取概算額 1,502,024,385 円） （内訳） 新株予約権発行分 9,514,985 円 新株予約権行使分 1,500,009,400 円
(6) 行使価額	1 株当たり 134 円
(7) 募集又は割当方法（割当先）	第三者割当の方式により、全額を Oak キャピタル株式会社に割り当てます。
(8) その他	① Oak キャピタル株式会社との総数引受契約においてロックアップ条項及び先買権条項（下記(注) iii 参照）が規定されております。 ② 本新株予約権の割当日以降、東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値が 20 取引日連続して、当該各取引日における行使価額の 180%を超えた場合、当社は、当社取締役会が別途定める日（以下、「取得日」という。）の 2 週間前までに本新株予約権者に対する通知又は公告を行うことにより、当該取得日において本新株予約権 1 個につき 85 円で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。なお、本新株予約権の一部の取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法として当社取締役会が決定する方法により行うものとする。 ③ 上記各号については、金融商品取引法に基づく届出の効力が発生することを条件とします。

(注) 本新株予約権の主な特徴

本新株予約権の主な特徴は、次のとおりとなります。

- i 本新株予約権は、発行当初から行使価額は134円で固定されており、行使価額修正条項付きのいわゆるMSCBやMSワラントとは異なり、将来的な市場株価の変動によって行使価額が変動することはありません。また、本新株予約権の目的となる株式の総数についても、発行当初から11,194,100株で固定されており、将来的な市場株価の変動によって潜在株式数が増加することはありません。なお、株式分割等の一定の事由が生じた場合には、行使価額及び割当株式数の双方が本新株予約権の発行要項に従って調整されます。
- ii 本新株予約権には、発行要項「14. 新株予約権の譲渡制限」に記載のとおり、譲渡制限条項が規定されており、本新株予約権の譲渡については、当社の取締役会の承認を要するものとしております。
- iii 当社は、有価証券届出書の効力発生後、本新株予約権の割当予定先であるOakキャピタル株式会社との間で以下の内容を含む総数引受契約を締結いたします。

(ロックアップ)

Oakキャピタル株式会社との間で締結予定の総数引受契約の締結日以降、以下に掲げる期間のいずれにおいても、Oakキャピタル株式会社の事前の書面による承諾を受けることなく、対象有価証券（以下に定義する。以下同じ。）の発行等（公募か私募か、株主割当か第三者割当か、新規発行か自己株式の処分か、その形態を問わず、組織再編行為等における対象有価証券（※）の交付を含む。）またはこれに関する公表を行わない。

- i 払込期日から6か月間が経過した日またはOakキャピタル株式会社が保有する本新株予約権の残高がなくなった日のうちいずれか早い方の日までの間
- ii 払込期日から6か月間が経過した日以降、さらに6か月間が経過した日またはOakキャピタル株式会社が保有する本新株予約権の残高がなくなった日のうちいずれか早い方の日までの間
ただし、当該iiの期間においては、本新株予約権に係る行使価額を下回る価額での発行等またはこれに関する公表に限りロックアップの対象とする。

当社が上記に違反した場合には、Oakキャピタル株式会社からの請求に従って、当社は次の各号を行わなければならない。

- i 当該違反時点においてOakキャピタル株式会社が保有する本新株予約権の行使により取得した当社の株式を、本新株予約権に係る行使価額の180%相当額にてOakキャピタル株式会社から買い取る。
- ii 当該違反時点においてOakキャピタル株式会社が保有する本新株予約権を行使価額の100%相当額にてOakキャピタル株式会社から買い取るとともに、その行使価額の80%相当額に当該新株予約権の行使によって発行される株式数を乗じた金額をOakキャピタル株式会社に対し支払う。

※「対象有価証券」とは、当社普通株式並びに当社の普通株式を取得する権利または義務の付された有価証券（新株予約権、新株予約権付社債、当社の株式への転換予約権または強制転換条項の付された株式、及び取得対価を当社の株式とする取得請求権または取得条項の付された株式を含むがこれらに限られない。）をいうが、当社及び子会社の役員及び従業員に対して発行される新株予約権並びにこれらの者に対して既に発行されまたは今後発行される新株予約権の行使に応じて発行または交付されるもの、並びに当社とOakキャピタル株式会社との間での「総数引受契約」の締結時点で既に発行された有価証券の行使に基づき発行または交付されるものを除く。

(先買権)

① 新株式発行等の手続

当社は、払込期日から2年間、株式、新株予約権または新株予約権付社債（以下「本追加新株式等」という。）を発行または交付（以下「本追加新株式発行等」という。）しようとする場合には、次の各号を遵守しなければならないものとする。ただし、Oakキャピタル株式会社が保有する新株

予約権の残高がなくなり次第、この権利は消滅する。

- i 当社は、Oakキャピタル株式会社に対し、本追加新株式発行等を決議すべき取締役会の開催日の2週間前までに、その予定にかかる主要な条件・内容(本追加新株式等の種類、価額、数量、払込期日、引受予定先(以下「提案先」という。)の名称・所在地等を含むが、これらに限られない。以下同じ。)を記載した書面(以下「本通知書」という。)を交付しなければならない。
- ii Oakキャピタル株式会社は、本通知書を受領後速やかに、本通知書に記載された条件・内容により、本追加新株式等を引受けることを希望する旨を記載した書面(以下「応諾通知」という。)を発行会社に交付することにより、本追加新株式等を本通知書に記載された条件・内容により引受けることができる。
- iii 当社は、本項ii号に従いOakキャピタル株式会社から応諾通知を受領しなかった場合のみ、本通知書に記載された条件・内容に従い、提案先に対してのみ、本追加新株式発行等を決議することができる。
- iv 当社は本追加新株式発行等を決議したときは直ちに適用法令に従い開示するものとする。

② 例外

前項の定めは、次の各号の場合には、適用されないものとする。

- i スtock・オプション目的により、当社の役職員またはコンサルタント若しくはアドバイザーに対して新株予約権の付与を行う場合、または普通株式の発行または交付(上記Stock・オプション目的により付与された新株予約権の行使に基づくものを除く。)の場合において、当社の取締役会によって適法に承認された資本政策に従っており、かつ、その発行規模が発行済株式総数の5%(新株予約権の発行の場合には、当該新株予約権が行使された場合に交付される株式数を基準に判断される。)を超えないとき。
- ii 開示書類に記載された既発行の第4回新株予約権及び第7回新株予約権の行使の場合において、当該行使または転換が開示書類に記載された条件から変更または修正されずに、当該条件に従って行われるとき。
- iii 上記の他、当社とOakキャピタル株式会社とが、別途本条の先買権の対象外とする旨を書面により合意したとき。

③ 違反時の手続

当社が上記「①新株式発行等の手続」に従わずに本追加新株式発行等の発行決議を行った場合には、当社は、かかる本追加新株式発行等における主要な条件・内容と同等の条件・内容にて、直ちにOakキャピタル株式会社に対し本追加新株式等を別途発行または交付しなければならない。

本記載事項はOakキャピタル株式会社との間で平成28年3月28日締結の総数引受契約書の規定であります。

以上